

文化庁

44. 6

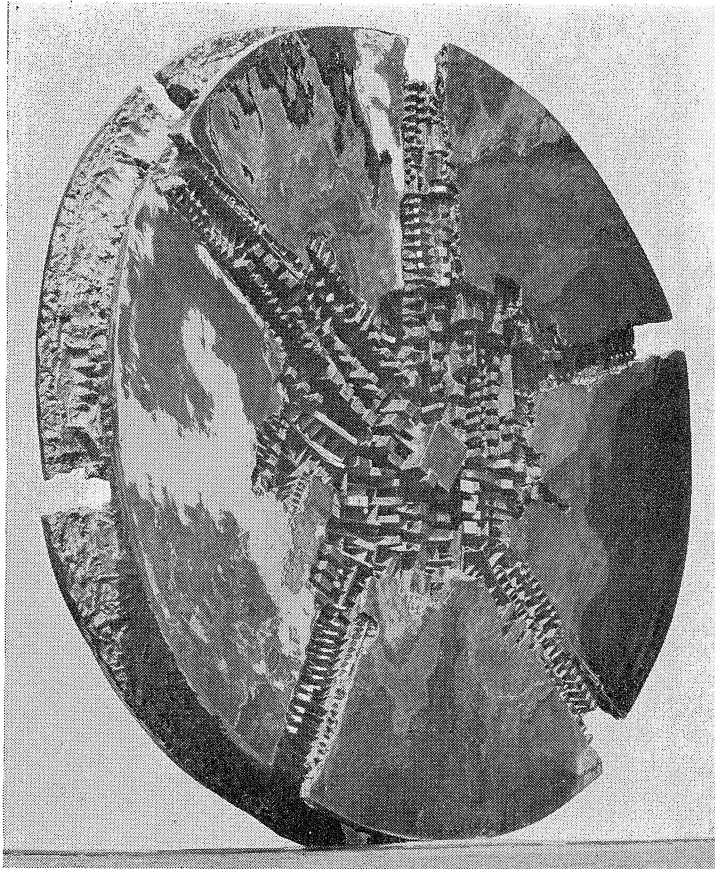
〈月報〉

昭和44年6月15日 発行

編集 文化庁長官官房庶務課
発行 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話代表 (581) 4211
郵便番号 100

〈第10号〉

(題字=今日出海 文化庁長官)



アルナルド・ポモドロ作「大きな円盤」一九六五年
イタリア現代彫刻の代表的作家。抽象的な円筒、円盤、立方形などのブロンズの造形に、虫食いのような複雑な食いこみを入れ、なめらかな光った面と、食いこみの暗い部分とが対照的に構成され、一種独特の空間的感銘を打ち出している。
△写真は、東京国立近代美術館・新館開館記念展出品作品▽

もくじ

- ▽一年過ぎて 今日 日出海……………2
- ▽昭和44年度青少年芸術劇場……………2
- ▽芸術在外研修員を決定……………4
- ▽第三回現代美術選抜展開催要項決まる……………5

- ▽日本語教育研究会開催……………5
- ▽文化財(美術工芸品)管理研究協議会開催……………5
- ▽奈良国立文化財研究所開所記念講演会……………6
- ▽文化財修復センター第五回総会……………7
- ▽文化財の保存に関する……………7

- ユネスコ勧告を国会に報告……………7
- ▽都道府県・指定都市文化行政主管課長会議……………8
- ▽国立博物館・美術館だより……………9
- ▽地方だより……………15
- ▽文化庁日誌……………16

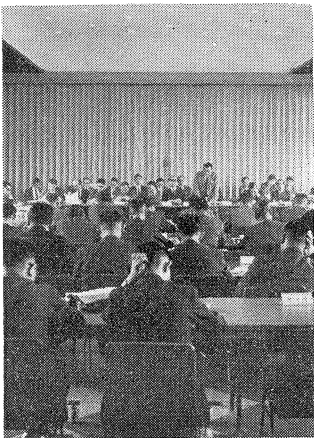
都道府県・指定都市

文化行政主管課長会議開く

五月十三日、都道府県・指定都市文化行政主管課長会議が日本芸術院会館において開催された。

この会議は、国と地方における文化行政上の諸問題について研究協議するため開かれたもので、都道府県指定都市の教育委員会において文化行政を主管する課長の出席を求め、文化庁からは次長以下部課長および文化財鑑査官が出席した。

初めに安達文化庁次長から、「(1)近年地方における文化行政組織の整備が進みつつあり、現在、文化行政を主管する課が全国十府県において設置されている。(2)地方文化の振興は、文化庁としても当



民の文化的情操を高めることが強く要望されるのであるが、文化行政はこの翼にならなければならないことを自覚して大いに協力し、努力したい。」とあいさつがあった。

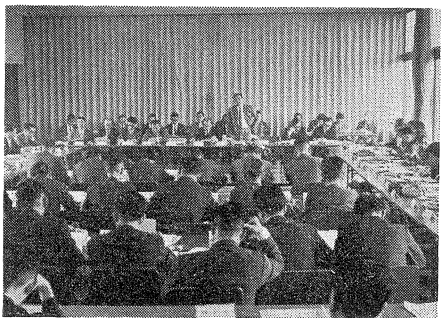
が行なわれた。 つづいて文化部所管関係の協議が行なわれたが、問題点のおもな項目は、次のとおりであった。

- (1) 都道府県教育委員会における文化行政の内容と機構の整備充実について
- (2) 都道府県教育委員会と公立文化施設の関係について
- (3) 地方における文化施設の種類、規模、事業内容について
- (4) 地方における芸術関係団体の助成(国および県)について
- (5) 地方芸術文化振興会議について
- (6) 地方芸術文化活動費補助について

このうち、議題(1)については、芸術文化行政を担当する職員の仕事の専門性をどのように位置づけるかの議論があり、芸術文化行政の内容がまだ確定していない現時点においては、さしあたり一種の専門職員として格付けしつつ将来の問題として検討すべきこととされた。

また議題(2)については、多目的の公立文化施設の所管の問題が討議され、文化行政の所管が教育委員会に属することは法制上明らかであるが、多目的施設の所管については若干問題があるので、教育委員会の所管としない場合は、知事部局との共管とすることや運営委員会に教育委員会からも参加すること等のくふうが必要であるとされた。

議題(4)については、現状では、国の補助は広域活動を営む団体に対し行なわれ



ているが、県内活動を行なうのにとどまる比較的低水準の団体に対しても、県の補助を引き出す誘い水として国の補助を要望するとの意見に対し、文化庁側から、国の補助がなければ県の補助が出せないという姿勢が問題であり、まず、地方自身の問題として対処すべきではないかと反論があった。

午後は、内山文化財保護部長から、文化財保護部が実施している諸施策の概要について説明が行なわれ、引き続き文化財保護部所管関係の協議が行なわれたが、協議内容のおもな点は次のとおりである。

(1) 開発に対処するため埋蔵文化財発掘調査担当職員を確保することについて

このことについては、適格者の絶対数が不足していること、および採用者の将来における位置づけの見直しを立てにくいことの二点に問題があることが指摘され、第一の点については文化庁が行なう講習会を活用すること、第二の点については公立博物館の学芸員や公立学校教員への将来における配置転換を考慮すること等のくふうが述べられた。

(2) 開発と文化財保護との調整について

このことについては横浜市、長野県、埼玉県および三重県から、それぞれ文化財保護措置要項の制定その他の措置を講ずることにより開発担当部局との連絡調整を図っている旨の事例報告が行なわれた。

(3) 民家の指定について

このことについては文化庁および各県から、それぞれ国指定または県指定における考え方等の説明があり、また、県指定の物件についても国庫補助および固定資産税免除の措置を講ずるよう検討してもらいたい旨の要望があった。

そのほかの議題としては

(4) 美術工芸品の管理の問題

(5) 無形文化財の保護の問題等が検討され、(4)については最近の事例の説明と問題点の指摘、(5)については民俗芸能の指定を行なうかどうか東京国立文化財研究所の調査結果を待って判断したい旨の説明が、それぞれ文化庁の担当課長から行なわれた。